

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する佐賀県公安委員会の事務の佐賀県警察本部長への委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月二十九日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

佐賀県公安委員会規則第九号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する佐賀

県公安委員会の事務の佐賀県警察本部長への委任等に関する規則

の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する佐賀県公安委員会の事務の佐賀県警察本部長への委任等に関する規則（平成四年佐賀県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに法第十五条第一項」を「、法第十五条第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第四項及び第五項に規定する事務並びに法第三十条の十一第一項」に改める。

第二条中「及び第三十条の三」を「、第三十条の三、第三十条の七第一項及び第三十条の十第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年十月三十日から施行する。